

埋蔵文化財関係書類について（2024年（令和6年）4月1日現在）

1. 埋蔵文化財包蔵地での工事（掘削）（文化財保護法第93条）

(1) 提出書類

- ・埋蔵文化財発掘届出について 1部
- ・発掘調査承諾書 1部

(2) 添付書類

- ・位置図 工事場所がわかるよう印を付けてください。
- ・平面図 工事をする土地と建築する建物の形状がわかる図面（土地利用平面図等）
建物1階平面図
- ・基礎伏図 基礎掘削部分平面図と地下の掘削状況の判る断面図（基礎部工法等）
造成工事等で切土、盛土をする場合はその図面も添付
- ・現況写真 工事箇所の全景が写っている写真1～2枚。カラーコピー可

※ 地盤改良をする場合は、改良の図面も提出してください。

※ 図面は、A4版に縮小コピーして作成してください。

(3) 記入上の注意

【埋蔵文化財発掘の届出について】

- ・届出者 工事実施者（通常は施主）を記入
- ・届出期限 工事に着手する日の60日前までに届出してください。
 - 1 所在地 工事を実施する場所の住居表示（丁目、番、号）を地番まで記入
 - 2 面積 工事を実施する敷地全体の面積を記入（建築面積ではありません）
※道路等は対象道路等全体の工事延長（m）、幅員（m）を記入
 - 3 土地所有者 所有者が複数の場合は、「代表者〇〇他〇名」との記入も可
 - 4 遺跡の現状 現在の土地利用形態を記入
 - 5 工事の概要 工事内容を記入（「木造2階建個人住宅」など）
 - 6 工事主体者 届出者（施主）
 - 7 施工責任者 工事実施責任者
 - 8 着手時期 工事着手予定時期
 - 9 終了時期 工事終了予定時期
 - 10 参考事項 事前の工事予定（解体等）など参考になることを記入

【発掘調査承諾書】

土地所有者が提出します。土地所有者と届出者と同じ場合は、届出者が提出します。

2 埋蔵文化財包蔵地以外での工事（掘削）（埋蔵包蔵地近接地・工事面積 500 m²以上）
※ 埋蔵文化財包蔵地で試掘のみを依頼する時も含みます

(1) 提出書類

- ・埋蔵文化財発掘調査依頼書 1部
- ・発掘調査承諾書（施主と土地所有者が異なる場合） 1部

(2) 添付書類

「1. 埋蔵文化財包蔵地での工事」の場合と同様

(3) 記入上の注意

【埋蔵文化財発掘調査依頼書】

・提出者 工事実施者（施主）が提出します。

- 1 依頼場所 工事を実施する場所の住居表示（丁目、番、号）を地番まで記入
- 2 面積 工事を実施する敷地全体の面積を記入（建築面積ではありません）
※道路等は対象道路等全体の工事延長（m）、幅員（m）を記入
- 3 工事内容 工事内容を記入（「木造2階建個人住宅」など）
- 4 事業者 工事実施者（施主）
- 5 土地所有者 工事実施者（施主）と異なる場合は【発掘調査承諾書】の提出が必要
- 6 工事期間 工事開始予定日・工事終了予定日

【発掘調査承諾書】

土地所有者が提出します。土地所有者と届出者と同じ場合は、届出者が提出します。

<問い合わせ先>

〒673-0846

明石市上ノ丸2-13-1

明石市立文化博物館1階

明石市市民生活局 文化・スポーツ室

歴史文化財担当

TEL (078) 918-5629

FAX (078) 918-5633

rekishi-bunkazai@city.akashi.lg.jp